2025 年版キャッチオール規制の 16 項分別問題（上）

第一輸出管理事務所・米満行政書士事務所　米満啓

◆ 16 項(1)・(2)の分別にどう対応するか？

弟子　通常兵器 CA 規制の改正で《輸出令》別表第１の 16 項が(1)と(2)に分割されたことにどう対応すべきか迷っているんです。

16 項の(1)と(2)は、通関の HS コードに基づいて分別されますが、該非判定を担ってきた技術部門も我々輸出管理屋もこの方面の知識や経験がありません。

＜貨物等省令》14 条の２

輸出令別表第１の 16 の項(1)の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表（以下「関税率表」という。）第 84・56 項、第 84・57 項、第 84・58 項、第 84・59 項、第 84・60 項又は第 84・61 項に該当するもの

二　関税率表第 85・26 項に該当するもの

三　関税率表第 85・42 項（第 8542・90 号を除く。）に該当するもの

四　関税率表第 8802・60 号、第 88・06 項又は第 88・07 項（第 8802・60 号又は第 88・06 項の物品の部分品に係るものに限る。）に該当するもの

五　関税率表第 9014・20 号又は第 9014・80 号に該当するもの

六　関税率表第 9027・50 号、第 9030・20 号、第 9030・32 号又は第 9030・39 号に該当するもの

※　16 項(2)は、16 項品のうち、16 項(1)に当たらぬものとされている。

師匠　「出荷部門に聞く」という手はあるんじゃないの？　今までも自社輸出案件はそうしてきたんだろう？

弟子　自社の輸出局面ではそうしていますけど、該非判定や輸管審査の過程にまで出荷部門に一枚噛んで貰うとなると、業務の流れが複雑化してしまうんです。

師匠　業務の回路を引きなおせばいいだけじゃないの？

弟子　御説ごもっともですが、それだけでも業務の複雑化は避けられないし、技術と出荷部門から別々に取り寄せた判定結果を一つにまとめて整理保管しなきゃいけないんですよ。

それに師匠も御存知の通り、我々は実際には輸出されない品目もしばしば該非判定を迫られているんです。ホラ、国内事業所で使われるのに、判定を要求するお客さんがいますよね。またウチはまだやっていないけど、もしセオリー通り「引き合い段階で審査」ということになると、対象はもっと増えるんですよ。そういうのも含めてＨＳコードを付けさせるんですか？

師匠　君んとこは、該非判定データベースを運用してるんだろ？　一度データを入れれば、その後は手を放せるんじゃないのか？

弟子　要するにデータベースにＨＳコードの枡目を作ればいいということですね。でも過去の判定品目はどうしたものか。十万以上もあるのに。それやこれやでウチも他社もちょっとした騒ぎになっているんです。

師匠　知ってるよ。それで経産省も Q&A で「客観要件セーフの案件なら 16 項の分別不要」と説いているんだよね。

> ▼Q7:質問
> 輸出貨物について、輸出令別表第１の１６項（１）に掲げる特定品目の確認は必要になるのでしょうか。
> ▲A7:回答
> 必ずしも確認する必要はありません。輸出貨物について客観要件の確認を先に行い、問題ないことが確認できれば許可申請は不要であることから、必ずしも輸出令別表第１の１６項（１）に該当するか否かを確認することは必要ありません。
> 他方で、輸出貨物の種類が少なく、輸出取引先が多いような場合、一般国向けについて輸出令別表第１の１６項（１）に該当しない貨物は客観要件の確認は不要であることから、（客観要件の確認の前に）先に輸出令別表第１の１６項（1）に該当する特定品目であるか否かの確認を行うことで客観要件の確認対象を絞ることができる場合もあります。特定品目の確認と客観要件の確認はいずれを先に行っても問題ありませんので、個別取引に応じて、効率的に取引審査を行うことができる順番で行って差し支えありません。
> なお、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る客観要件の確認は別に行う必要があります。

弟子　EFA2025 シンポジウムで聞いた話ですが CISTEC で会員アンケートを取ったら、「16 項の分別よりも、客観要件チェックを先にやる」派が八割を占めたということです。

　ウチもそれで行きたい思いはあるんですが、実務がヘンなことになるのも怖いので、大先輩の意見をうかがいたい、ということで、ひとつよろしくお願いします。

師匠　分別判定と客観要件チェックのどちらを優先するかは、あくまでも企業毎の判断マターではあるが、八割が客観要件優先派とはちょっと驚いた。わしの感覚だと、精々が五割かと思ったんだけどな。

弟子　へえー、意外にカラい見方ですね。詳しい話を聞かせて下さい

師匠　実は 16 項分別判定の問題は、通常兵器 CA 制度が発足した 2008 年当時もあったんだ。このときは殆どの企業が「16 項(1)と(2)の分別は不要」ということで、全て 16 項(1)扱いで対応したんだ。それどころか経産省に「16 項(1)(2)の区分はやめて下さい」という要望を出して、5 年後にそれが実現している。まずはその話から始めよう。

師匠　その上で、客観要件チェックと分別判定がどれくらい大変、或いは簡単なのか考えてみよう。

◆2008 年の 16 項判別問題

弟子　昔も 16 項判別問題があったんですね。

師匠　2008 年の制度発足時にあった 16 項分別が 2013 年に廃止され、今般復活したというわけだね。

弟子　一旦廃止というのは？

師匠　簡単にいうと、16 項(1)と(2)の分別が面倒ということで、産業界が反対した結果だね。

弟子　でも 2013 年の改正は 16 項(1)(2)の区別を廃止して、旧 16 項(2)品も「一般国」案件で規制強化(Inform 対象化)ということでしょう？わざわざ規制強化を民間が望むとは、不思議に思うんですけど。

師匠　ああ、それはね。2008 年当時はどの企業も 16 項品に対して、全部 16 項(1)品のつもりで扱っていたからだ。

弟子　なぜまた？

師匠　理由は３つある。

第１に、16 項(1)品扱いにしたからといってチェックの手間がかかるわけでもないし、実際に要許可になるケースがそう増えるものでもないからね。

2008 年 11 月の通常兵器 CA 規制発足時

	ホワイト国	非ホワイト国	
		「一般国」	武器禁輸国
客観要件			
用途要件	ナシ	ナシ	アリ
需要者要件	ナシ	ナシ	ナシ
Inform 要件	ナシ	16 項(1)品のみアリ	アリ
※16 項(1)には「Ni 合金・Ti 合金」等 32 種類の品目がリストアップされていた。			

2013 年 10 月改正

	ホワイト国	非ホワイト国	
		「一般国」	武器禁輸国
客観要件			
用途要件	ナシ	ナシ	アリ
需要者要件	ナシ	ナシ	ナシ
Inform 要件	ナシ	アリ	アリ
※16 項(1)・(2)の区別を廃止。			

2025 年 10 月改正

	ホワイト国	非ホワイト国	
		「一般国」	武器禁輸国
客観要件			
用途要件	ナシ	16 項(1)品のみアリ	アリ
需要者要件	ナシ		アリ
Inform 要件	アリ	アリ	アリ
※16 項(1)は HS コードにより指定。			

弟子　チェックの手間が変わらない？

師匠　「一般国」は Inform 要件規制だけだったからね。

弟子　Inform 要件規制はノーマークでいいんですか？

師匠　もちろん経産省から Inform が来たら、あれは命令だから従うしかないけど、Inform を出すかどうかは経産省が決めることだから、事前に企業でチェックしたって意味ないじゃないか。

弟子　一応はわかるけど、それって手抜きにならないんですか？

師匠　ならない。

なぜならまず政府自身が説明会テキスト（《安全保障貿易管理の制度について》令和４年４月）でこう書いている；

「経済産業省による判断➡インフォーム要件」

「輸出者による判断➡客観要件」

それから、Inform のそもそものありかたを考えて見ろ。毎日、何千男万と行われる輸出案件について、経産省がすべて把握しているわけないだろ？　殆どの案件は存在すら知らないわけだ。そんな中で輸出者へ Inform をかけるというのはどういうことだと思う？

ホラ、TV の警察密着ルポ番組に出て来るけど、偶々どこかの倉庫でアヤシイ取引が行われているという通報が入ったときに緊急出動するよね。倉庫での受け渡し自体は禁止行為でも何でもないし、当局への報告義務もないわけだけど、「問題アリ」と判断する機会があった場合には現場に踏み込んでストップかけるということだ。あれと同じさ。
そういう意味では、Inform は民間の判断をすり抜けてきた案件に対して、当局が偶々問題性に気づいた場合の最後の手段という位置づけになるわけだ。つまりチェックの原則というか本流は、企業で行うものだが、問題性に気づいたときにストップをかけられなきゃいけない。その権限を当局側に留保しようというのが Inform 制度なんだね。

弟子　つまりは、当局が臨検的に動けるようにするってこと？

師匠　その通り。**Inform ってのは、いざというときの臨検制度みたいなものだから、企業が気にするものではない**ということだ。

師匠　2008 年当時、多くの企業が 16 項(1)(2)の分別に頓着しなかった**第２の理由は たとえ 16 項(2)品であっても、Inform されたら輸出困難という認識**があったからだ。

弟子　16 項(2)品なら Inform はないんじゃないですか？

師匠　ほう、そう思うか？　だが Inform というのは経産省にどんな情報が入ったときに発動されるものだったかね？

弟子　それは、ユーザーが購入して行おうとするプロジェクトや素姓について懸念を抱かせるような情報だと思います。

師匠　多分そのとき、モノが 16 項の(1)か(2)かまで、経産省は細かく認識しているとは限らない。ただ「この案件はアブナイ」ということで動くわけだ。

弟子　いわば「16 項(1)品と勘違いしてストップかける」わけですね。

師匠　そう。この場面で経産省に向かって、「今のは勘違い Inform だから無効ですよ」と突っ張って輸出を強行する企業があると思うかね？

弟子　ああ、そういうことか。企業にとっては、品目が 16 項(1)と(2)のどちらであっても、結果は同じなんですね。

師匠　そこで第３の理由だ。そういう認識が多くの企業に共有されると、**輸出者はメーカーに対して 16 項(1)(2)の分別結果を該非判定書に求めることもしなくなる。**メーカーの立場からすると自社輸出の場合だけでなく、他社経由の間接輸出においても、16 項の分別は不要になるわけだ。

師匠　そういうわけで**「16 項(2)品で Inform 適用を免除してくれても有難迷惑だから要らない」**という声が澎湃として起こったんだね。それで結局は 2013 年 10 月改正で、16 項(1)(2)の区分が廃止されたということだ。

区分廃止案のパブコメ募集に対する『CISTEC ジャーナル』の記事（2013 年 9 月号の 28 頁）を引用しておく。

> なお、導入当時、輸出令別１の 16 の項が 16 の項（１）と（２）に規定されて、16 の項（１）のどこに該当するのかの判定が必要になるのではないかという懸念があった。経済産業省は「国連武器禁輸国・地域に輸出する場合には、その貨物が 16 項（１）、（２）のいずれかに該当する場合にも、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合は許可申請が必要であり、許可申請に関して 16 の項（１）に該当するか否かの判定を行う必要はありません。」　ましてや、それ以外の非ホワイト地域向けは、インフォームを受けない限り許可申請は不要なのだから「16 の項（１）に該当するか否かの判定を行う必要はありません。」として懸念払拭に努めた。CISTEC も「キャッチオール規制に関する解説・事例集」等で同様の趣旨を記述して周知した経緯がある。それでも若干の混乱が生じたが、現在では通常兵器キャッチオールのために 16 の項（１）の該非判定が必要だとすることはなくなったと思う。産業界の負担軽減のために規制品目を限定した配慮が、逆の作用を及ぼしたというエピソードである。

◆2008 年版規制とはここが違う

弟子　ふーん。つまり今回も 16 項分別はファーストチョイスではないってことですかね。

師匠　いや、そうは言っておらんよ。

2008 年版制度と対比することで、今回の規制がより理解できるだろう、と言ってるわけだ。

弟子　じゃあ、ここからが本番なんですね。どうぞお願いします。

師匠　ではさっき挙げた３つのポイント、今回版の規制だとどうなるか見てみよう。

最初のポイントは**「16 項(1)品だとチェックの手間がかかるか」**だ。

弟子　2008 年版では Inform 要件規制が課されるだけだったけど、今回のは客観要件チェックが必要になるんですよね。用途要件については、どのみち大量破壊兵器懸念のチェックで情報取るわけだから大したことないでしょう。でも**需要者要件はちょっと手間な感じ**ですね。

師匠　第２の理由、**「16 項(2)品で客観要件チェックでアブナイ診断になったときの扱い」**は？

弟子　用途については、抵触したら、すなわち「アブナイ用途と客先から連絡あり」の場合、まあそんなケースは殆どないでしょうけど、16 項(2)品とわかっていても二の足踏みそうですね。法的には許可取得を要求されないにしても、イヤな感じはぬぐえませんから。

でも需要者要件の方はどうかな？　16 項(2)品とわかっていたら、敢えてユーザー素姓を突っ込んで調べるまでもないような気がするし。

師匠　つまり **16 項(2)品は「用途要件ヒットの場合は微妙。需要者要件はチェック省略もアリ」**というところかな。

師匠　第３点はどうだ？

弟子　えーと**「国内顧客から分別判定の要請来るか」**でしたね。これは**要請来そうな感じ**がします。お客さんとしても、16 項(2)品とわかっていたら、管理が楽になる面はありますから、できればそこは知っておきたい感じですね。

師匠　経産省が「16 項(1)に該当するか否かの該非判定書を国内調達先に求める必要なし（輸出者自身で確認すればよい)」と言っている（Q&A の 13 番）のにかい？

弟子　それを言うなら、国内事業所で使うための購入のケースで、該非判定書を要求されたことが山ほどありますよ。お客さんには輸出の計画なんかないのだから、「法的には判定書不要」の筈なのに。

おまけにその種の要請をするのは、なぜか一流企業ばかりなんですよね。天下の一流企業に向かって「法令上は不要でしょ」なんて生意気な口をきけますか？

師匠　だったら、仮に君が他社製品を輸出するとしたらどうかね？

弟子　それはもう、メーカーに分別判定を頼みますよ。お願いするだけならタダですから。

師匠　ここまでの議論を表にまとめてみよう。

	2008 年規制	2025 年改正
16 項(1)品の場合 チェックの手間	特になし （Inform 要件規制だから）	用途要件は手間なし 需要者要件は面倒そう
16 項(2)品で 客観要件抵触の場合	なし （そもそも規制対象外）	用途要件抵触(但し稀)なら悩む 需要者要件はチェック省略？
該非判定書で分別判定は	求められなかった （歴史的事実）	求められそう

これを踏まえて次は**「需要者要件チェックの手間と分別判定の手間を天秤にかけて判断」**に話を進めよう。

（2025.12.25）